

## 一般社団法人神奈川県剣道連盟審判員選考委員会規則(案)

第1条 審判員選考委員は会長の付託により審判員選考委員会(以下選考委員会)において審判員を選考し、会長が委嘱する。

第2条 選考委員は9名とする。

第3条 委員長は会長とし、委員中5名は会長が選任、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2 委員のうち3名は下記の段審査地区に属する支部より各1名を選出、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

地区割:相模原・湘南地区、横須賀地区、小田原地区

第4条 審判員候補者は会長が提案するほか、各委員も提案することができる。

第5条 選考委員会は委員長が議長となり、審議された事項は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 議事録作成のために必要な事務局員が陪席することができる。

3 議事録要旨は理事会において報告するほか、HP上において公開する。

4 議事録は文書で5年間、電子的方法で10年間事務局に保管する。

第6条 審判員は70歳以下の会員より選出し、90名以内とする。

2 審判員は原則として七段以上とする。

第7条 大会における審判員は選考委員会の選考に基づき、会長が大会毎に委嘱する。

2 大会に審判長及び試合場毎に審判主任をおく。

3 大会により副審判長を置くこともできる。

4 審判長、副審判長は審判員経験者とするが、年齢に制限されない。

5 審判長、副審判長は会長が幹部会において検討の上、委嘱する。

6 審判主任は選考委員会において選定された審判員より会長が幹部会において検討の上、委嘱する。

7 審判長、審判主任、審判員の任務、権限等は全日本剣道連盟剣道試合・審判規則、同細則による。

8 副審判長は審判長を補佐する。

第 8 条 定款第 29 条第 1 項及び第 3 項並びに第 31 条の規定は、審判員選考委員、審判員にも準用する。

第 9 条 この規則に定めがない事項に関しては会長と相談の上、委員会において決定し、総会の了承を得る。

第 10 条 本委員会の議事録作成の他、事務業務は当法人事務局が担当する。

第 11 条 この規則の改廃は、総会の決議を経て行う。

(別表)議事録記載事項

- (1)委員会開催日時、場所および出席者全員の氏名。
- (2)議事事項、経過の要領及びその結果。
- (3)決議を要した事項について、およびその結果。
- (4)その他特に詳細な記載が必要と議長が判断した事項。
- (5)議事録作成者氏名

本規約は法人設立時より有効とする。 令和00年00月00日